

平成 14 年 9 月 11 日
企業会計基準委員会

実務対応報告公開草案第 5 号

「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、会社再建の一手法として行われているデット・エクイティ・スワップに関して、質問が多い実行時における債権者側の会計処理について実務上の取扱いを検討してまいりましたが、平成 14 年 9 月 10 日の第 19 回企業会計基準委員会で標記の実務対応報告の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表が承認されました。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に対するコメントがございましたら、平成 14 年 9 月 27 日(金)までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があることを、あらかじめご了承ください。

また、デット・エクイティ・スワップの実行により生じた株式の評価については、引続き当委員会において検討する予定です。

記

電子メール：des@asb.or.jp

FAX：03-5561-9624

お問い合わせ先：03-5561-8449

本実務対応報告の概要

対象とするデット・エクイティ・スワップ（債務の株式化）

- 債務者が財務的に困難な場合に行われるデット・エクイティ・スワップを対象とする。
- また、通常行われている債権者の合意を得た再建計画等に基づき当該債権者がその債権を債務者に現物出資する場合を想定している。ただし、同様の効果が得られる金銭出資（第三者割当増資の引受け）と債権の回収が一体と考えられる場合についても、現物出資する場合と同様の会計処理を行う。

デット・エクイティ・スワップ実行時における債権者側の会計処理

基本的な考え方

- 債権者がその債権を債務者に現物出資した場合、債権と債務が同一の債務者に帰属し当該債権は混同により消滅するため、金融資産の消滅の認識要件を満たす。

取得した株式の取扱い

- 債権者が取得する株式は、通常、「新たな資産」の取得と考えられる。
- 取得株式の取得時の時価が対価としての受取額（譲渡金額）となり、消滅した債権の帳簿価額との差額を当期の損益として処理し、当該株式は時価で計上する。

取得した株式の取得時の時価

- 取得時の時価は、取得した株式に市場価格がある場合は「市場価格に基づく価額」であり、市場価格がない場合には「合理的に算定された価額」である。
- 「合理的に算定された価額」の算定にあたっては、債権放棄や増資額などの金融支援額の十分性、債務者の再建計画等の実行可能性、株式の条件等を適切に考慮する。

適用時期

- 本実務対応報告の公表日以降に生じた取引に適用する。ただし、公表日前に生じた取引であっても、公表日を含む事業年度（当該事業年度を構成する中間会計期間を含む）に生じた取引について、本実務対応報告を適用することが望ましい。

以上